

令和5年第9回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月28日(木)午後2時～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番 美馬 英二	10番 原田 政憲
2番 逢坂 利人	12番 河野 弘彦
3番 佐藤 貞男	13番 尾方 隆子
4番 天毎木 孝利	14番 河野 耕八郎
5番 竹田 勝一	15番 小田 一夫
6番 黒川 邦晴	16番 長浦 勝幸
7番 藤本 尚人	17番 安達 英雄
8番 谷 富廣	18番 藤岡 由信
9番 大久保 孝雄	

4. 欠席委員

11番 蔭山 勝利	19番 村上 一好
-----------	-----------

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 大久保 政博	
事務主任 小島 靖彦	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第44号 非農地証明願について

第5 議案第45号 令和5年度第6期農用地利用集積計画について(諮問)

第6 議案第46号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書発行願について

第7 報告事項 農地改良届について

7. 会議の概要

	開会 午後1時
事務局長	<p>それでは、ただ今より、令和5年第9回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、11番、蔭山委員、19番、村上委員です。只今の出席委員は、17名であり、定足数に達しておりますのでご報告いたします。それでははじめに、河野会長からご挨拶をいただきたいと思います。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、いつもの例のように議長の指名でよろしいか。</p>
委員一同	(異議無しの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、7番藤本委員、8番谷委員の二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、日程第2、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。</p>
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。今回、第3条は2案件でございますが、これらの申請について、法定の添付書類は整っております。議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。申請地は、美馬町字中道南■■■■。地目は、田。面積は、984㎡であります。譲渡人は、■■■■、譲受人は、■■■■であります。耕作面積は、5,928㎡。通作距離は、1kmで、稼働人員は3人となっております。この農地は、売買による譲受けとなっております。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、社会福祉法人蓬萊会ケアプラザ美馬の南、■■■■に位置する農地であります。</p> <p>次に、番号2です。申請地は、脇町大字北庄字原■■■■。地目は、それぞれ、畑。面積は、139㎡であります。譲渡人は、■■■■、譲受人は、■■■■であります。耕作面積は、85㎡。自宅に隣接する農地で、稼働人員は2人となっております。この農地は、贈与による譲受けとなっております。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具</p>

	<p>の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、原集会所の南西、約 [REDACTED] に位置する農地であります。</p> <p>以上、これらの2案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、6番黒川委員さん、お願いします。</p>
6番黒川委員	<p>はい、6番黒川です。9月26日に現地確認いたしました。特に問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	<p>番号2は、1番美馬委員さん、お願いいたします。</p>
1番美馬委員	<p>はい、1番美馬です。9月27日に現地確認してまいりました。隣接に居住する [REDACTED] が、退職後に家庭菜園程度の畑として取得されるということで、面積もさほど広くなく、常時管理しながら耕作できるため、何ら問題無いと思われまます。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ご報告ありがとうございます。これから、討議に移らせていただきたいと思えます。何か、ご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議長	<p>無いようです。お諮りいたします。番号1から番号2までの許可申請2案件について許可することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請2案件につきましては、許可することと決定いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第3、議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局からの説明を求めます。</p>
	<p>(事務局長、挙手)</p>
事務局長	<p>議案第43号農地法第5条の規定による許可申請については10案件の説明をさせていただきます。この5条申請については、法定の添付書類は整っております。議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>番号1です。転用場所は、美馬町字宮前 [REDACTED]。地目は、田。面積は、1,179㎡であります。譲渡人は、 [REDACTED]、譲受人は、 [REDACTED] [REDACTED] であります。資材置場の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。申請理由としまして、譲受人は、砂利採取業を営んでおり、事業の拡大に伴い、資材の量が増え、また、大型車の搬入・搬出もあるため現在の敷地では手狭となったことから申請地と併せて利用するものです。所有する資材の状況は、議案書に記載のとおりです。造成計画としまし</p>

て、周囲にコンクリートブロックを設置し、砂等流出を防止します。雨水は、敷地内で、自然浸透とします。申請地は、四国三郎の郷の北東、[REDACTED]に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされております。農地区分は、第1種農地と判断をされますが、不許可の例外規定による既存施設の拡張に該当いたします。

次に、番号2です。転用場所は、美馬町字宗ノ分[REDACTED]。地目は、畑。面積は、737㎡であります。貸人は、[REDACTED]、借人は、[REDACTED]であります。居宅の建築に伴う、親子間の使用貸借による転用申請です。計画については、表土をすきとり、山土で40cmの盛土を行ないます。居宅は木造平屋建、建築面積99.37㎡であります。取水は市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽で処理したのち、申請地西側の市道側溝に放流します。このことについては、市道管理者と協議済みです。申請地は、宗ノ分自治会館の北西、[REDACTED]の農地で、農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

次に、番号3です。転用場所は、美馬町字瀧ノ宮[REDACTED]。地目は、田。面積は、[REDACTED]であります。譲渡人は、[REDACTED]、譲受人は、[REDACTED]であります。プレハブ事務所の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。申請理由としまして、譲受人は、自身が経営する会社の事務所として、自宅を利用しておりましたが子供の成長などに伴い、自宅では手狭となったことから、新たに自宅に隣接する申請土地に事務所を建設するものです。造成計画としまして、表土を約20センチ程度すきとり、砕石を敷設します。雨水については、敷地内で自然浸透とします。取水排水はありません。申請地は、美馬インターチェンジの南東、[REDACTED]に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされており、農地区分は、高速道路の入口から300m以内に位置することから、第3種農地と判断をされます。

次に、番号4です。転用場所は、脇町字小星[REDACTED]ほか2筆。地目等の詳細は、議案書記載のとおりです。面積は、合せて、523㎡であります。

貸人は、[REDACTED]、借人は、[REDACTED] [REDACTED]であります。当申請は、本年4月総会において、社会福祉施設を建設するとして、農業委員会でご審議いただき、7月3日付、徳島県指令西総第[REDACTED]号による5条許可を受けた申請の関連案件となります。本体工事の許可を受け、隣接地との境界擁壁設置工事を進めていたところ、掘削幅、約3mから3.5mが隣接する徳島県所有の農地に及ぶことが判明し、県農林水産部から指導を受けたことによる一時転用申請となります。なお、申請者からは、始末書が提出されております。

次に、番号5です。転用場所は、脇町字東赤谷名 [REDACTED]。地目は、畑。面積は、1, 523㎡であります。当申請は、本年5月総会において、太陽光発電施設を設置するとして、農業委員会でご審議いただき、6月5日付、徳島県指令西総第 [REDACTED] 号による5条許可を受けた申請案件の事業計画変更となります。当初計画では、太陽光パネル244枚を設置することとしておりましたが、パネル性能が向上したことにより、従来パネルが製造中止となったことから、最新のパネル167枚に変更を行うものです。なお、パネル枚数とパネルの配置以外の計画変更はありません。

次に、番号6です。転用場所は、脇町字西赤谷 [REDACTED]。地目は、畑。面積は、671㎡であります。譲渡人は、 [REDACTED]、譲受人は、 [REDACTED] [REDACTED] であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、整地後、転圧を行ないます。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、自社の管理センターにより年2回以上の草刈りを行ないます。申請地は、貞安集会所の北西 [REDACTED] に位置する農振農用地指定のある農地ですが、農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

次に、番号7です。転用場所は、脇町字西赤谷 [REDACTED] ほか4筆。地目等の詳細は、議案書記載のとおりです。面積は、合わせて、2, 026㎡あります。貸人は、 [REDACTED]、借人は、 [REDACTED] [REDACTED] であります。当申請は、申請地を [REDACTED] が購入を予定している土地であります。申請地の地下に脇町土地改良区管理の水路が存在しており、脇町土地改良区管理から水路の補強工事を行うよう依頼があり、この度、使用貸借による一時転用申請を行うものです。申請地は、脇町インターチェンジの北東、 [REDACTED] に位置する農振農用地指定のある農地ですが、農振除外が行われており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

次に、番号8です。転用場所は、脇町字西赤谷 [REDACTED] ほか3筆。地目は、すべて、田。面積は、合わせて、1, 369㎡あります。譲渡人は、 [REDACTED]、譲受人は、 [REDACTED] であります。駐車場の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。申請者は、頭髮化粧品の製造事業をおこなっており、工場では210名を雇用しており、現在、118台分の駐車場を確保しておりますが、来客等により、駐車場が不足する状況となっております。また、現在、大型トラックの回転場として利用しているスペースに、倉庫建築の計画があり回転場として利用できなくなることから、申請地を大型トラックの回転場として利用する計画です。申請地は、

	<p>脇町インターチェンジの北東、[REDACTED]に位置する農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外が行われており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>次に、番号9です。転用場所は、穴吹町三島字小島[REDACTED]、[REDACTED]。地目は、すべて、田。面積は合せて、1,360㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]、譲受人は、[REDACTED]であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、整地後、転圧を行いません。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、自社の管理センターにより年2回以上の草刈りと除草剤の散布を行いません。申請地は、吉野川環境整備組合の南、[REDACTED]に位置する農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>次に、番号10です。転用場所は、穴吹町穴吹字市ノ下[REDACTED]。地目は、田。面積は、325㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]、譲受人は、[REDACTED]であります。居宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画として、表土をすきとり、山土で埋戻し、クラッシャーを10cm敷設します。居宅は木造二階建、建築面積86.64㎡であります。取水は市営上水道を利用し、雨水は集水桝に集め、また、汚水は、合併処理浄化槽で処理したのち、申請地北側の市道側溝に放流します。このことについては、市道管理者と協議済みです。申請地は、美馬市役所の南東、[REDACTED]に位置する農地で、農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法第5条の規定による許可申請について、10案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、7番藤本委員、お願いします。</p>
7番 藤本委員	<p>はい、7番藤本です。私のほうから今回、番号1の案件について、説明をさせていただきます。9月19日に現地確認いたしました。譲受人は隣接地を資材置場として利用しており、事業拡張のための土地購入であるということは明らかであるということです。譲受人は、長年、この場所で事業を行ってきております。今回、事務局において、確認していただきたいことがあります。現在、砂がかなりの高さに積まれています。砂が飛散して、隣接の農地に害を及ぼさないよう対策を施しているかを確認していただきたいと思っております。周りに影響を及ぼさないということであれば、特に問題はありま</p>

	せん。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	この件について、事務局、お願いします。
	(事務局長、挙手)
事務局長	7番、藤本委員のご指摘でございますが、申請書に具体的な砂の飛散防止の計画が示されておられません。事務局といたしましては、砂の飛散防止の対策を施すよう、農業委員会の意見書として、県へ送付いたしたいと考えます。
7番 藤本委員	わかりました。
議 長	番号2は、16番長浦委員。
16番 長浦委員	はい、16番長浦です。番号3について、9月19日に現地確認してまいりました。この宗ノ分[REDACTED]は、住宅密集地でもありますので、特に問題はありません。以上、よろしく申し上げます。
議 長	番号3は、3番佐藤委員。
3番 佐藤委員	3番、佐藤です。9月23日に現地確認いたしました。譲渡人は、[REDACTED] [REDACTED]在住であり、譲受人は、事務所を建設するということであり、特に問題はありません。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号4は、9番大久保委員。
9番 大久保委員	9番、大久保です。9月25日に現地確認いたしました。事務局の説明のとおり、工事を先走って行っておりましたが、境界壁の設置工事の一時転用ということで特に問題はありません。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号5は、計画変更でございますので、前回、現地確認報告済みです。
議 長	番号6は、15番小田委員。
15番 小田委員	9月24日に現地確認いたしました。隣に2年前、太陽光発電施設ができている横となります。特に問題はありません。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号7、番号8は、10番原田委員。
10番 原田委員	9月22日に現地確認いたしました。特に問題はありません。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号9は、8番谷委員。
8番 谷委員	9月24日に現地確認いたしました。特に問題はありません。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号10は、17番安達委員。
17番 安達委員	17番、安達です。9月22日に現地確認いたしました。当該地は、譲受人の妹さんがさつまいもを植えております。周辺農地に影響を及ぼすことはありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長	ご報告ありがとうございました。それでは、番号1から番号10までの許可申請10案件について審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
	(12番、河野委員、挙手)
12番 河野委員	はい、12番、河野です。今回、太陽光で、 が2カ所案件がでておりますが、この会社はたびたび、太陽光の許可申請が でているように思います。件数の規定は無いのですが、過去に申請をあげら れている分の完了又は経過報告を農業委員会に提出しているのでしょうか。 無かったら問題ではないかと思ひまして、指摘させていただきます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	河野委員からご意見がありましたことについて、お答えします。まず、県 の事務処理要領について説明させていただきますと、転用許可後、3ヶ月後 及び1年毎に工事の進捗状況を報告しなければならないと定められており ます。また、工事が完了しますと、工事完了報告書というものを提出する必 要があります。今回の申請者は、過去5年間に2件、工事完了していない案 件がございます。その内の1件につきましては、3ヶ月経過後の進捗状況報 告書が提出されております。なお、1年は未経過でございます。もう1件に つきましては、本年7月に許可を受けており、3ヶ月未経過となっております ので、進捗状況報告書は提出されておられません。以上、2件が工事未完了 となっております。
12番 河野委員	ありがとうございました。
議 長	他にご意見、ご質疑ございませんか。
	(13番、尾方委員、挙手)
13番 尾方委員	13番、尾方です。番号6の さんと の案件についてですが、太陽光をすることについては、問題は無いのですが、 設置する隣接の家に草が入ってくるらしいです。太陽光をする会社が、隣接 する家に名刺か何かを渡して直接交渉するようにはしていただきたい。
	(事務局長、挙手)
事務局長	尾方委員さんからのご意見につきましては、事業者のほうにお伝えして、 対応するよういたします。
13番 尾方委員	わかりました。
議 長	他にご意見、ご質疑ございませんか。
委員一同	(意見無し)

議 長	お諮りいたします。番号1から番号10までの許可申請10案件について、許可相当とすることにご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請10案件につきましては許可相当とすることと決定し、県へ意見書を送付いたします。
議 長	次に、日程第4、議案第44号、非農地証明願について事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>それでは、議案第44号、非農地証明願3件につきまして説明をいたします。議案書5ページをお願いします。</p> <p>番号1です。申請場所は、美馬町字上突出■■■■、■■■■。地目は、それぞれ、田。面積は、合わせて、974㎡です。申請者、■■■■氏より非農地証明願が提出されました。申請地は、平成5年頃から隣接地からの竹に侵食され、耕作が出来ない状況となっています。関係書類を基に、9月19日、16番長浦委員と事務局で現地確認を行ないました。申請農地は、美馬インターチェンジの北東、■■■■に位置する農地です。申請者から提出されました日本地図センター発行の航空写真からも、当時から山林となっていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であることを確認しております。</p> <p>次に、番号2です。申請場所は、美馬町字東宗重■■■■。地目は、畑。面積は、913㎡です。申請者、■■■■氏より非農地証明願が提出されました。申請地は、平成19年申請者に相続が行われておりますが、当時から山林化しており、耕作ができない状況となっています。関係書類を基に、9月15日、2番逢坂委員と事務局で現地確認を行ないました。申請農地は、美馬郵便局の東、■■■■に位置する農地です。申請者から提出されました航空写真からも、当時から山林となっていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であることを、確認しております。</p> <p>次に、番号3です。申請場所は、木屋平字下名■■■■ほか4筆。詳細は、議案書記載のとおりです。面積は合わせて、2,409㎡です。申請者、■■■■氏より非農地証明願が提出されました。申請地は、平成14年に申請者に相続が行われておりますが、当時から山林化しております。関係書類を基に、9月22日、4番天毎木委員と事務局で現地確認を行ないました。申請者から提出されました日本地図センター発行の航空写真からも、当時から山林となっていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定</p>

	<p>のない白地であること、確認しております。</p> <p>以上の3案件は、非農地証明の許可要件である20年をすでに経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる農地であると判断されます。非農地証明願につきましては、以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、16番長浦委員さん、お願いします。</p>
16番 長浦委員	<p>16番、長浦です。9月19日に事務局と現地確認いたしました。事務局から報告があったとおり、農地の半分以上に竹が進入してきており、また、残りの農地は、雑木が繁茂しております。既に農地性は失われていると思われれます。以上です。</p>
議 長	<p>番号2は、2番、逢坂委員。</p>
2番 逢坂委員	<p>はい、2番、逢坂です。9月15日に現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、何ら問題無いと思います。どうぞよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>番号3は、4番、天毎木委員。</p>
4番 天毎木委員	<p>4番、天毎木です。9月22日に事務局と現地確認いたしました。事務局の説明のとおり、現地は山林化しております。何ら問題無いと思います。どうぞよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ご報告ありがとうございました。それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。非農地証明願について、ご異議はございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議無しの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第44号、非農地証明願については、非農地証明書を発行することと決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第5、議案第45号、令和5年度第6期美馬市農用地利用集積計画書についてでございます。このことにつきましては、農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地利用関係調整の結果、利用権認定等促進事業の実施が認められましたので、市長に要請するもので、これは、諮問でございます。お手元にお渡しをしております資料のとおり、新規の利用権設定面積は、1,411㎡、更新の利用権設定面積は、16,207㎡です。利用権設定筆数は21筆、利用権を設定する件数、延べ9件、利用権設定を受ける者、組織は6件です。以上の計画は、18条第3項の各要件を満たしております。ご意見ございますか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。それでは、議案第45号、令和5年度第6期美馬市農</p>

	<p>用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとしてよろしいか。</p>
委員一同	<p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。</p>
議長	<p>次に、日程第6、議案第46号、農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書発行願について、農林課の佐古事務副主任より説明を求めます。佐古事務副主任、前の席へお願いします。</p>
農林課 佐古事務副 主任	<p>農林課の佐古です。よろしく申し上げます。議案第46号について、私から説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。</p> <p>美馬市におきましては、年2回、5月と11月に、所有者からの申出という形で、農振農用地区域からの除外及び編入申出の受付を行っております。今回、ご意見を頂くのは、令和5年5月に受付をいたしました、除外申出に係る農業振興地域整備計画の変更についてでございます。農用地区域内の農地は、農地法第4条及び第5条によりまして、農地転用の制限がなされており、農地転用の申請をする場合は、事前に農用地区域からの除外が必要となります。今回農業委員会からご意見をいただきますものは、令和5年5月に受付をいたしました、合計10件、12筆、合計面積11,628.30㎡の土地についてでございます。委員の皆様方には、本日の総会に先立ちまして、議案書とともに農用地利用計画変更一覧表と住宅地図及び航空写真をお配りさせていただいておりますが、資料を改めて配布させていただきました。なお資料については総会終了後回収させていただきます。内容につきましては、ご承知いただけていると思いますので、概略と主立った案件についてご説明させていただきます。地域の内訳としましては、美馬町から2件、3筆、脇町から7件、8筆、穴吹町から1件、1筆となります。理由別の内訳としましては、住宅、共同住宅、建売分譲住宅を含むが2筆、駐車場および資材置場が5筆、その他、太陽光発電施設、進入路等、山林が5筆となっております。主立った案件5件について、説明させていただきます。事前にお配りさせていただいておりました農用地利用計画変更一覧表と参考資料をご覧ください。</p> <p>まず始めに、1件目、変更一覧表1ページ目、参考資料1ページから4ページ、美馬地区1番の宮前■■■■■について、所有者は■■■■■在住で、高齢で農業をすることが困難で、後継者もないため、利用者である■■■■■と売買契約を締結し、資材置場として利用するため、除外申請に至りました。利用者隣接敷地が進入路として確保されています。同地は1種</p>

農地ですが、既存の施設の拡張にあたるため、拡張に係る敷地面積が既存の敷地面積の2分の1を超えないものは、農地法の不許可の例外に該当いたしますので、資材置場での転用が可能であることを農業委員会事務局と確認済みであります。

続いて、2件目、変更一覧表2ページ目、参考資料10ページから13ページ、脇町地区1番の北庄字飛渡■■■■■について、所有者が高齢になり、後継者もおらず、農業を継続することが困難となったため、利用者である太陽光発電業者へ、土地の売却し、太陽光発電事業を実施するため、除外申請に至りました。なお当該申請地は2種農地となり、太陽光発電施設の設置目的での転用が可能であることを農業委員会事務局と確認済みであります。

続いて、3件目、変更一覧表2ページ目、参考資料25ページから28ページ、脇地区5番の曾江名■■■■■について、申請者は、隣接地所有者で、■■■■■在住の父のための同居するため増築したいと除外申請がありました。なお、当該申請地につきましては、1種農地になりますが、3戸以上の家屋が50m以内の距離で連たんしている「集落」より50m以内の範囲にあることから、農地法の「不許可の例外」に該当いたしますので、住宅を設置する目的での転用が可能であることを農業委員会事務局と確認済みであります。

続いて、4件目、変更一覧表2ページ目、参考資料29ページから36ページ、脇地区6番と7番の大字脇町字中須■■■■■、■■■■■、■■■■■の3筆について、利用者は当該申請地北側で店舗経営されている有限会社サワダさんです。変更目的は、資材置場です。事業拡大により販売用、会社所有車及び従業員用駐車場を増設予定です。既存店舗敷地中須■■■■■より進入するため、進入路は確保されています。

続いて、5件目、変更一覧表3ページ目、参考資料38ページから41ページ、穴吹地区1番の三島字舞中島■■■■■について、所有者が高齢になり、後継者もおらず、農業を継続することが困難となったため、利用者である太陽光発電業者へ、土地の売却し、太陽光発電事業を実施するため、除外申請に至りました。なお当該申請地は2種農地となり、太陽光発電施設の設置目的での転用が可能であることを農業委員会事務局と確認済みであります。

概要及び主立った案件につきましては、以上でございます。この12筆につきましては、令和5年8月28日に開催した美馬市土地利用対策会議において、除外に伴う審議を行い、農用地区域からの除外を了承することを市長へ報告しております。今後の作業経過といたしましては、今回の農業委員

	<p>会からの意見をいただくのと同様に、関連いたします土地改良区、美馬農業協同組合等、各種関係団体へ農振除外についての意見聴取依頼をしており、回答がまとまり次第、県へ事前協議書を提出いたします。県より事前協議の同意が得られましたら、縦覧期間として30日間、異議申立期間として15日間の期間を設けることとなります。以上の法的事務処理期間が経過した後に、県へ除外の最終認可申請を提出し、県より最終の除外変更同意を得て、除外手続きの完了となります。除外完了後に、農地転用申請が挙がってくることになるので、農業委員会には農地法に基づきご審議いただくことになると思います。除外についての意見聴取は、転用の可否を審査するものではなく、農業振興を図るべき土地、地域から除外することについてのご意見をいただくものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご説明ありがとうございました。それでは、討論に移らせていただきたいと思っております。何かご意見、ご質疑はございませんか。</p>
	<p>(12番、河野委員、挙手)</p>
12番 河野委員	<p>12番、河野です。一覧表、番号4の■■■■の件について、資材置場ということですが、これだけ広い土地を使うだけの事業をされているのですか。</p>
	<p>(農林課、佐古事務副主任、挙手)</p>
農林課 佐古事務副 主任	<p>河野委員のご指摘にお答えします。ご指摘いただいたとおり、これは、■■■■が利用するのではなく、■■■■が、事業で手狭になっているため、資材置場として利用するという事です。</p>
12番 河野委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にご意見、ご質疑はございませんか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議長	<p>お諮りいたします。農業振興地域整備計画の変更について、適正と認めることに、ご異議はございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議が無いようです。よって、議案第46号、農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書発行については適正と認め同意することと決定いたします。佐古事務副主任、元の席にお戻り下さい。</p>
議長	<p>次に、日程第7、報告事項、農地改良届について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、報告事項の農地改良届につきましてご報告をいたします。議案</p>

	<p>書6ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。令和5年8月14日に、申請人、XXXXXXXXXX氏より農地改良届が提出されました。このことに伴い、8月22日、事務局と3番佐藤委員で現地確認を行ないました。申請地は、美馬町字天神北XXXXXXXXXXほか2筆。地目等の詳細は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬中学校の北東、XXXXXXXXXXに位置する農地であります。申請内容は、現況地盤より良質土により30cmの嵩上げを行い、季節野菜や果樹の栽培を行うという農地改良でございます。また、3番佐藤委員からも、適正な農地の改良と認められるとのご見解をいただいております。今後、申請者から農地改良の完了報告書が提出されましたら、再度、現地確認をいたします。</p> <p>以上で、事務局から農地改良届についての報告を終わります。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年第9回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

美馬市情報公開条例第7条第1項1号及び5号、6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。